

草津市勤労者福祉基本方針
(改訂版)

令和2年5月

草津市

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1. はじめに（改訂にあたって） | 1 |
| 2. 勤労者福祉基本方針の基本的な考え方 | 2 |
| (1) 策定の趣旨、位置づけ | 2 |
| (2) 基本理念 | 3 |
| 3. 推進すべき施策の方向性 | 4 |
| (1) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組（充実した生活創造に向けて） | 4 |
| ①健康で心豊かに生活できる環境づくり | 4 |
| ②子育てや介護など家庭生活、地域活動 | 5 |
| ③生涯学習活動の推進 | 6 |
| ④余暇の有効活用 | 6 |
| (2) 働きやすい環境づくりに向けた取組（多様性の尊重） | 8 |
| ①職場等における人権意識の醸成・ハラスメント対策への取組 | 8 |
| ②多様な主体が活躍できる環境づくり | 9 |
| ③多様な働き方が尊重される環境づくり | 10 |
| (3) 企業等の意識改革に向けた取組 | 12 |
| ①長時間労働の是正・過労死等の防止に向けた啓発等 | 12 |
| ②均衡のとれた待遇の確保に向けた啓発 | 12 |
| (4) 勤労者福祉団体等との連携 | 14 |
| ①自主福祉との連携 | 14 |

1. はじめに（改訂にあたって）

草津市では、企業等や勤労者、行政がそれぞれの立場で果たすべき役割を分担しながら共に協力し、より良い労働環境の創造を願い、勤労者福祉の向上を図るための指針として、草津市勤労者福祉基本方針を平成元年に策定し、勤労者を取り巻く環境などの社会情勢の変化を踏まえながら、平成14年8月と平成23年3月に本方針の一部を改訂してきました。

この度、国においては、一億総活躍社会の実現を目指す「働き方改革」を推進するため、その意義や趣旨を示した労働施策の指針である「労働施策基本方針」を平成30年12月に公表されるとともに、日本の労働制度の抜本的な改革となる「働き方改革関連法」が平成31年4月から順次施行されています。これにより、企業等においては、「労働時間法制の見直し」や「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」などの措置を講じることが求められており、勤労者を取り巻く環境に大きな変化が生じています。

本市においても、「働き方改革」を推進し、健康で心豊かな生活を送ることができるよう、勤労者一人ひとりの暮らしの充実に向けた積極的な取組が求められています。

また、勤労者自身の自己実現や日常生活の充実に向け、幅広い活動が可能となる働き方が期待されており、これらに対応した支援や連携が求められています。

こうしたことから、多様化するニーズや社会情勢の変化を踏まえ、勤労者の「幸せ」や「豊かさの向上」、「生活環境の安定」を目指し、今般、本市の勤労者福祉の指針となる草津市勤労者福祉基本方針の改訂を行います。

2. 勤労者福祉基本方針の基本的な考え方

(1) 策定の趣旨、位置づけ

本市は、京都や大阪などの近畿圏や名古屋など中京圏の大都市への交通利便性や良好な生活環境を背景として人口増加を続けてきました。また、湖南地域の中核都市として広域的なまちづくりを行い、都市機能の集積によって「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」など、市民生活の多様な広がりに応えられるまちとして発展してきました。

しかしながら、本市にも近い将来訪れる人口減少局面において、社会や経済の活力を維持し、持続可能なまちであり続けるためには、経済活動を担う勤労者が、安定した雇用の下、自己の持つ能力を高めながら仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や地域社会の一員として活躍できる環境づくりなど、様々な視点から勤労者福祉を推進することが必要です。

勤労者福祉の推進にあたっては、従来から、企業等、勤労者、行政などの関係者がそれぞれの立場で果たすべき役割を分担しながら共に協力し、課題の解決を図ってきました。企業等においては、ハード・ソフトの両面にわたってより良い職場環境づくりに取り組む必要があります、そのことは企業等の社会的評価の向上に寄与します。勤労者においては、職場や家庭、地域で支え合いながら、安心して暮らせる社会づくりに取り組む必要があります。本市においては、勤労者福祉の拠点施設である市民交流プラザの運営をはじめ、各種社会保障制度の運用に努めるとともに、雇用の安定や仕事と生活の調和の取れた環境づくり、各種支援の実施など、勤労者一人ひとりの暮らしの充実に向け、関係機関と連携しながら取り組む必要があります。

「草津市勤労者福祉基本方針」は、勤労者福祉の向上を図るために、本市が推進すべき施策の基本的な方向性を示すものとして策定するものです。

なお、働く意欲がありながら、物理的・心理的・社会的に就労を妨げる様々な要因を抱える人々（就職困難者等）に対する就労支援施策の方向性については、「草津市就労支援計画」で定めます。

(2) 基本理念

本方針では、勤労者が、安定した雇用を基盤としながら仕事と生活の調和のとれた生活を送ることができる社会を目指し、「働く喜びや勤労生活の充実が実感できるまちづくり」を基本理念として掲げます。

3. 推進すべき施策の方向性

本方針の基本理念の実現を図るため、以下の4つの推進すべき施策の方向性に沿って各取組を展開します。

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組（充実した生活創造に向けて）

全国的に少子高齢化・人口減少が進展する中、特に生産年齢人口の減少は、今後の社会経済に大きな影響を及ぼすことが予想されています。近年では、女性や高齢者の労働参加が進展するものの、依然として、子育てや介護との両立に不安が生じるなど、仕事と生活の調和の実現が一層重要な課題となっています。

また、人生100年時代といわれる中、若者から高齢者まで、全ての人に活躍の場があり、一人ひとりが生きがいをもち、健やかで幸せに暮らし続けることができるための社会環境づくりが必要であり、勤労者自身や家族の健康、子育てや介護・看護などの家庭生活、地域活動、生涯学習など、日常生活の充実に向けた取組が求められています。

①健康で心豊かに生活できる環境づくり

近年、市民意識の向上にともなって健康保持に対する関心が高まっていますが、ライフスタイルや社会情勢の変化などがもたらすストレスや不適切な食生活、運動不足等に起因する生活習慣病の増加など、健康面における課題はますます増加する傾向にあり、勤労者が自身や家族の生活を守るためには、健康の保持が必要です。

(取組)

○健康づくりの意識付け

- ・ライフステージ（人間の一生におけるそれぞれの段階）に応じた健康づくりを進めるため、生活習慣の改善やけん診受診の必要性などについて、周知啓発に努めます。
- ・健康づくりへのきっかけとなるセミナーや催しなどの機会の提供に努めます。

○こころやからだの悩み相談

- ・滋賀県草津保健所等の関係機関と連携し、急増するこころの悩みやからだの不調、

病気や障害に対する相談機能の充実を図ります。

○両立支援

- ・国等の関係機関と連携し、病気を抱える勤労者の仕事と治療の両立について、職場など周囲の理解や支援が得られるよう周知啓発に努めます。

○周知啓発

- ・周囲が気付きにくい心の病気について、職場や周囲の理解や支援が得られるよう周知啓発に努めます。

②子育てや介護など家庭生活、地域活動

勤労者が元気に働き、安定した日常生活を送るためには、家庭基盤の安定と地域社会とのかかわりが不可欠です。

子育てや介護・看護も含めて、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、負担を分担し、明るく豊かな家庭を築くとともに、積極的に地域活動に参加するなど、住民同士の交流を図っていく必要があります。

(取組)

○休暇制度

- ・ボランティア休暇や育児休暇、介護休暇等の制度について、勤労者の希望に応じて活用できるよう周知啓発に努めます。

○両立支援

- ・安心して働ける環境づくりに向けて、仕事と家庭の両立を可能にする保育や子育て支援、介護サービスなどの充実を努めます。

○地域活動の推進

- ・学校、家庭、地域がそれぞれ持つ教育機能を活かしながら、子どもと大人の協働による地域学習社会を目指し、「地域協働合校（学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を十分に発揮し、互いに協働することにより、子どもが健全に育ち、人が輝く

地域づくりを目指す取組)」を推進します。

- ・町内会活動やボランティア・NPO活動など地域における市民活動を支援し、地域での心のふれあいや郷土意識の醸成を図るとともに、まちづくり情報や交流の場の提供に努めます。

③生涯学習活動の推進

勤労者が心豊かに、生きがいのある生活を送るためには、誰もが自由に学び続けることができるように、大学等の専門機関とも連携を図りながら、学習機会の提供や、学習ボランティアの育成・活用とネットワーク化を進め、地域での生涯学習活動を推進する必要があります。

(取組)

○学習機会の充実

- ・勤労者の生涯にわたる学習活動を積極的に支援するため、学習情報や相談機能の充実、人材育成などに努めるとともに、学習機会の充実を図ります。
- ・「生涯学習の場」としての機能を有する地域まちづくりセンターにおいて、住民の自主的な活動が促進されるよう努めます。

④余暇の有効活用

就労形態の多様化にともない勤務時間や休暇の形態が変化していますが、余暇は、自己の趣味やリフレッシュだけでなく、地域活動への参加やボランティア活動、健康増進、家族とのふれあいが広がるかけがえのない大切な時間であり、有効活用が図られるよう支援する必要があります。

(取組)

○余暇活動の情報提供・機会の充実

- ・余暇や自由時間を有効に活用することができるようスポーツや催しなどの情報提供

を行います。

- ・余暇を利用して文化・芸術活動などに親しむ人も増加しており、情報のネットワーク化や様々な文化に接する機会の充実を図ります。
- ・ボランティア活動やNPO活動への参加の気運を高めていくとともに、これらの活動が自立できるような支援を図るなど活動の輪を広げていきます。
- ・勤労者福祉団体等と連携し、余暇の有効活用に向けた活動の支援を図ります。

(2) 働きやすい環境づくりに向けた取組（多様性の尊重）

勤労は、憲法において定められている義務であると同時に権利でもあり、誰もが快適な文化的生活を送るために働く権利を有しています。

こうした中、現在、日本が直面している「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」や「働く人々のニーズの多様性」などの課題に対応するためには、勤労者がそれぞれの事情に応じた様々な働き方を選択できる環境づくりに向けた取組が求められています。

①職場等における人権意識の醸成・ハラスメント対策への取組

勤労者一人ひとりの人権が尊重されるとともに、差別のない明るい社会の実現を図るため、企業等の職場における様々な差別の解消に向けた取組が求められています。

また、職場におけるハラスメントは、勤労者の尊厳や人格を傷つけ、職場環境を悪化させる要因であることから、各種ハラスメント対策への取組や職場における多様性を受け入れる環境づくりが必要です。

(取組)

○相談窓口・周知啓発

- ・勤労者一人ひとりの人権が尊重される、差別のない明るい社会づくりに向けた取組を推進します。
- ・人権侵害やハラスメントに対する相談窓口を設置し、各種相談に応じます。
- ・滋賀労働局等の関係機関と連携し、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等のハラスメントの対策の周知啓発に努めます。
- ・LGBT（女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、性自認と身体的性が一致しない人の頭文字をとって組み合わせた言葉）などの性的少数者や性的指向・性自認など、性の多様性に関する正しい理解の促進に努めます。

②多様な主体が活躍できる環境づくり

社会情勢や価値観の変化などを踏まえて、企業等においては、性別や国籍等に関わらず、あらゆる主体が多様な能力を活かして活躍できる環境づくりが必要です。

(取組)

- ・あらゆる主体にとって、ソフト・ハードの両面において働きやすい環境づくりに向けた周知啓発に努めるとともに、公共職業訓練を実施している滋賀職業能力開発促進センター等の関係機関の紹介や情報提供を行います。

○女性

- ・子育てや介護等を理由に離職した女性の再就職やキャリア形成（職業能力の取得）、女性の起業支援など、女性の就業・起業支援を行います。
- ・子育てを行いながらも働く意欲のある女性等に対する職業相談や職業紹介、就労支援などを実施している滋賀マザーズジョブステーション等の関係機関の紹介や情報提供を行います。

○若者

- ・大学等と連携し、自身のキャリアデザイン（自分の職業人生を自らの手で主体的に設計すること）の一環として、市内企業等で働くことの魅力を発信するとともに、人材の定着を促進します。
- ・就職を希望する若者のニーズや能力に応じた職業相談や職業紹介、キャリアカウンセリング、定着支援など、各種支援をワンストップで実施しているしがジョブパーク等の関係機関の紹介や情報提供を行います。

○高齢者

- ・草津公共職業安定所等の関係機関と連携し、定年退職後の再雇用者など、働く意欲のある高齢者が長い間に培われた知識や技能、豊富な経験や能力を発揮できるよう各種制度の普及促進に努めます。
- ・高齢者が日常生活に密着した臨時的・短期的な就労を行い、社会参加による生きが

いを確保するための人材登録組織である公益社団法人草津市シルバー人材センターの活動に対する支援を行います。

- ・高齢者が有する知識や技能、豊富な経験を活かした社会貢献が促進されるよう文化やスポーツ・レクリエーション活動など、多様な社会参加の機会の提供に努めます。
- ・早期から勤労者の個々のライフスタイルに応じた生涯生活設計ができるよう意識の醸成に努めます。

○障害者

- ・身体障害者・知的障害者・精神障害者など、障害の特性に応じたきめ細かな対応に取り組むとともに、職業的自立の促進や就労環境の整備に対する施策を推進します。
- ・職業リハビリテーション（障害者に対する職業評価や職業指導、事業主に対する障害者雇用に関する支援など、職業を通じた社会参加や自己実現等の機会の創出を図る取組）を推進するため、草津公共職業安定所との連携強化や職場適応に関する支援を行う滋賀障害者雇用支援センターの活動支援を行います。

○外国人

- ・草津公共職業安定所等の関係機関と連携を図りながら、外国人が安心して働ける環境づくりに向けた周知啓発に努めます。
- ・草津市国際交流協会と連携し、外国人が仕事面だけでなく、地域社会の一員として安心して暮らせるよう市役所で手続きをされる際の通訳など、コミュニケーション支援や生活支援に努めます。

③多様な働き方が尊重される環境づくり

生産年齢人口の減少や勤労者のニーズの多様化に伴い、勤労者のそれぞれの状況に応じた多様な働き方へのニーズが高まりつつあります。

こうした中、企業等においては、従来までの働き方に捉われない、多様な働き方を選べる環境づくりが必要です。

(取組)

○普及促進

- ・滋賀労働局等の関係機関と連携し、勤労者自身の労働時間・健康管理等に留意しながら、時間や場所を有効に活用できるテレワークや副業・兼業の普及促進に努めます。

(3) 企業等の意識改革に向けた取組

平成31年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されており、「労働時間法制の見直し」「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」等の措置を講じることとされています。

企業等において職場環境の改善に取り組むことは、魅力ある職場づくりにつながり、ひいては、人手不足の解消や生産性向上だけでなく、社会的評価の向上にも寄与することから、企業等の意識改革と具体的な取組が求められています。

①長時間労働の是正・過労死等の防止に向けた啓発等

長時間労働の是正はもとより、過労死等を防止し勤労者が健康の不安なく、働くモチベーションを高め、最大限に能力を発揮できる環境づくりが必要です。

(取組)

○相談支援・周知啓発

- ・滋賀労働局等の関係機関と連携し、企業等に対して長時間労働の是正や過労死等の防止など、制度の周知啓発に努めるとともに、企業内での研修会への講師派遣など、企業等における取組を促進します。
- ・滋賀働き方改革推進支援センター等の関係機関と連携し、企業等の実情を踏まえた相談対応や支援に関する情報提供を行います。

②均衡のとれた待遇の確保に向けた啓発

どのような雇用形態または就業形態を選択しても、均衡のとれた公正な待遇を受けられる環境づくりが必要です。

(取組)

○周知啓発

- ・滋賀労働局等の関係機関と連携し、企業等に対して、同一労働同一賃金（同一企業・

団体内における不合理な待遇の差の解消を目指すこと)の実現や正社員への転換など、公正な待遇の確保に向けた各種制度の周知啓発に努めます。

- 企業内において公正な採用選考が行われるよう草津商工会議所や草津公共職業安定所と連携して市内の事業所等を訪問し、周知啓発に努めます。

(4) 勤労者福祉団体等との連携

勤労者福祉は、国や市などが行う公的福祉のほか、個別の企業等が行う企業内福祉、そして勤労者の自主的な組織である勤労者福祉団体による自主福祉に区分することができます。本市においては、勤労者福祉団体として、中小企業等の勤労者やその事業主を対象とした一般社団法人草津市勤労者福祉サービスセンター（以下、「サービスセンター」）と、市内に勤務し、労働組合に加入している勤労者を対象とした草津・粟東地区労働者福祉協議会（以下、「労働者福祉協議会」）があり、勤労者福祉の向上に向けて様々な活動を展開されています。

サービスセンターでは、中小企業勤労者等への支援策として各種イベントの開催やチケットの割引斡旋、旅行の参加費補助など、多彩な事業を実施されています。また、共済事業として各種祝金や弔慰金の支給を行うなど、中小企業勤労者福利厚生団体として大きな役割を果たしておられます。

労働者福祉協議会では、組織的にボランティア活動を行うなど社会貢献活動の実施や各種文化・体育事業の実施、研修会の開催など、多彩な事業を実施されています。

①自主福祉との連携

本市の勤労者福祉の向上に向けた取組を進める上で、勤労者福祉団体等との連携は不可欠であり、協働や活動支援が必要です。

(取組)

○活動支援・推進

- ・多様化するニーズに合致した事業展開が図られるようサービスセンターの運営に対する助言や支援に努めるとともに、中小企業勤労者等に対する各種事業の展開など、サービスセンター活動への支援・推進を行います。
- ・労働者福祉活動を通じて情報の共有を図るなど、労働者福祉協議会と連携・協働に努めるとともに、事業の実施に対する支援・推進を行います。